

プレ模範議会（平成 22 年 3 月 25 日）
会派 久乃社党質疑（その 1）

「いつでも真っ直ぐ、決してブレない直球野党」の久乃社党、〔^{ひさのしゃとう} 〃 〕です。私からは、成年後見と選挙権の問題についてお伺いします。

成年被後見人の選挙権

被後見人の欠格条項が残った公職選挙法 11 条 1 項 1 号の選挙権、被選挙権についてですが、なぜ、こうした欠格条項を公職選挙法で残したのでしょうか。禁治産者をわざわざ被後見人としたのに、わざわざ残した理由を総務省と法務省に答弁願いたいと思います。

（総務省選挙部長）

ただいま御指摘のとおり、公職選挙法 11 条におきまして、選挙権及び被選挙権を有しない者を規定しておりますが、成年被後見人は「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」であるということから、選挙権及び被選挙権を有しないと現行法でされているところでございます。

先般の民法改正では、禁治産者は成年被後見人と呼称が変わっておるということがございます。定義につきましては、「心神喪失ノ常況ニ在ル者」という従来の考え方から、「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」というふうに改めることとされたと聞いております。しかしながら、その対象者は一致するものであるというふうに承知をいたしておるところでございます。

そのようなことから、従来の禁治産者と同様、成年被後見人につきまして、選挙権及び被選挙権を有しないこととしたところでございます。

（法務副大臣）

成年後見制度導入の際の基本的な方針は、個別的な能力審査手続があるものは存置する必要はないけれども、そうでないものは一般的な欠格条項として残さざるを得ないという方針で当時の自治省に御検討いただいた結果、ただいま総務省から御説明いただいたような結論になったわけでございます。

確かに、総務省の答弁にあるように、被後見人、後見開始の要件を見ますと、「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」が後見開始の審判の要件であります。

しかし、この法体系をずっと精査いたしますと、「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」であります。24 時間 365 日、永久に完全

にその者が 100% 事理弁識能力を欠くということは前提になっておりません。そうではなくて、精神の状況は変動する、事理弁識能力が時には生まれてくるということはこの法体系は当然に想定をしているわけでございます。どんなことからそれが言えるかということ、例えば 7 条に、後見開始の審判の請求がだれができるか。本人ができるのです。

それから、民法 843 条 4 項に成年後見人選任に当たっての考慮事項、これは裁判所が考慮するのですが、その裁判所がこの者に成年後見人を選ばなければならぬかどうかの判断をする大事な材料の考慮事項の中の一つに「成年被後見人の意見」というのがあるのですよ。総務省の答弁、また本法によりますと、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」とあります。しかし、そういう常況にあるといえ、「成年被後見人の意見」を聞くという条文があるのですよ。意見が言える状況にあるということ、そういう状況が生まれることもあるということはこの法律は想定しているのですね。

もう一つ言います。

849 条の 2、成年後見監督人の選任。成年後見人がどうもいかがわしいことを考えているかもしらぬ、私に成年後見監督人をつけてもらいたいという選任の請求を裁判所にするわけですが、請求権者の中に成年被後見人本人を入れているのですね。私は精神上の障害によって事理弁識能力を欠くと裁判所によって結論づけられて被後見人にされたけれども、どうも後見人が危なっかしいことを考えているから後見監督人をつけていただきたいという選任請求を本人ができるという条文があるのですね。

ということは何を意味するか。全然意識がなくて物を考える力がなくなったときもあるでしょうけれども、そうじゃないときもあるのだということはこの法体系は前提にしているのですよ。

そうしますと、この法体系の中だって、そういう重要な請求権、あるいは裁判所が意見を聞かなければならない、そういう大事な意見を言う能力がある。そういう人に、参政権の一番大事な選挙権を奪ってしまう。何とも私は理解できないですね。本当に理解できません。成年後見制度創設によって、せめて選挙権を欠格条項から外すなんというのは当たり前じゃないかと私は思ったのですが、残念ながら残ってしまいました。

法務省、どうですか。選挙権に対する欠格条項を外すのは私は当たり前だと思うのです。事理弁識能力がなかったら選挙に行けないだけだからいいじゃないですか。事実上、選挙権が行使できないだけだからいいじゃないですか。事理弁識能力が生まれることをこの法律は想定しているのですから、たまたま選挙のときに意識がはっきりして、だれが公職の候補者として適当か判断能力があるのしょうから、選挙権を与えたらいいじゃないですか。どうですか。

(法務副大臣)

選挙権、被選挙権の問題は公職選挙法の問題でございますので、法務省としてお答えすることができない問題で、必要であれば総務省からお答えいただきたいと思います。民法の考え方を申し上げますと、これは基本的に改正前後に変わっているわけではないわけです。「心神喪失」、今度は「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」というのは同じ意味合いでございます。

二つの意味合いにおきましても、通常では判断能力を欠く常況であっても、たまたま本心に復する場合があるということを前提にしております。たまたま本心に復した場合に、本人に申し立て権を与えてもよいのではないかと。本心に復していない、したがって意思能力がないという場合には、申し立て権が仮に法律に書いていても行使できないだけでございます。

したがって、たまたま本心に復しているときにその件の申し立て等から排除するまでの必要はないのではないかとということが成年後見制度の考え方でございます。

(総務省選挙部長)

御指摘ございましたとおり、常況でございます。100%、24時間ずっと事理を弁識する能力を欠く状態にあるというわけではないということは御指摘のとおりかと存じます。

ただ、先ほども申し上げましたように、また、ただいま法務省の方から御答弁ありましたように、民法の考え方自体は変わっていないということでございますので、先ほどの答弁になりますけれども、従来の禁治産者と同様、成年被後見人につきましても選挙権及び被選挙権を有しないこととしたところでございます。

理解できませんね。

禁治産あるいは後見制度というのは、正常な財産上の行為をなす精神能力を欠く場合に、本人並びに取引の相手方の財産上の利益を保護するための制度であります。自分の財産を守る、あるいは取引の相手方の利益を守る、そういう財産管理能力をないとして、行為能力を制限したわけです。そういう制度です。ある面では高度な行為能力がないから、それを剥奪するという制度ですよ。

しかし、それに比べますと、選挙権、あえて被選挙権と言いましょか、選挙権は市民の財産保護と全く関係ありません、国民の基本的権利、参政権の一つであります。しかも、今、総務省もお認めになりましたが、事理弁識能力を欠く常況にある者とはいえ、法務省の答弁にあるように、たまたま心神の状況が回復することもあるし、そのことをこの法体系は想定しているんでしょう。自分の財産管理能力も生まれてくることもあるんだということをこの法体系は前提にしている。日本国民に対して、そんな大事な選挙権を剥奪する理由は何にもないじゃないですか。

だから、私さっき言ったんですよ。後見開始審判の請求という非常に重い、

大変重大な行為をする請求権が本人にある。あるいは、成年後見監督人選任の請求という非常に難しい、重い請求権すら本人に与えられている。さらに言えば、成年後見人選任に当たっての考慮事項として裁判所ですら本人の意見を聞く、そういう条項もこの法律は持っている。これはもう普通の状態にあることを想定しているわけですよ。そんな人に、はなから選挙権を剥奪する理由、私は100%ないと思うんですよ。

法務大臣、どうでしょうか、先般の改正では四十二件については欠格条項を廃止したんですから。百十六件残ったんですが、せめてその中の公職選挙法だけは欠格条項を外すべきだと私は思うんです。これは民主主義の基本の問題です。法務大臣、答弁を。

(法務大臣)

先ほど御説明申し上げましたけれども、各省庁と協議を続け、最終的な判断は各省庁にゆだねざるを得なかったということでございますので、このような結果だと思います。

では、総務省にお聞きします。

先進七カ国、日本を除く先進六カ国の状況、今わかりますか。

(総務省選挙部長)

先進七カ国の状況というお尋ねでございますが、ただいま承知いたしておりません。

私も不正確なんですけど、きょう急遽図書館で調べてもらったら、アメリカは、欠格事由として重犯罪と意思無能力者、多くの州のことでありますが、そのようです。みんな公職選挙法の選挙権ですよ。イギリスは、欠格条項、刑を受けている者、精神病院入院中の者、選挙犯罪で刑を受けている者、しかも上院議員、そういう状況になります。

これも不正確な調べですが、ドイツは行為能力の剥奪もしくは制限の宣告を受けた者。ドイツも法が変わりましたが、禁治産宣告を受けた者は選挙権がないという感じでしょうか。フランスには禁治産者は選挙権がないとあるようです。カナダはそういうのは全くない、選挙権があるということでしょうか。

私、問題なのはイタリアなんですけど、よくわからないんですが、これまではどうも精神病による禁治産者及び無能力者は選挙権がないという条文があったらしいんですが、きょう図書館に聞いても、九二年に削除されたということをおっしゃる図書館の調査員もいる。イタリアは九四年に大改正があったので、わかりません。削除してしまったのかもしれませんが。総務省、それはわかりますか、イタリアの話。イタリアがもし、これまでは禁治産宣告を受けた者は選挙権はないというんだが、九二年か九四年にそういうのはもう古くさいから削

除してしまったというのであれば非常に参考になるなと思うので聞くんですが、わかりますか。

(総務省選挙部長)

承知いたしておりません。

全然理屈ないですね、選挙権を剥奪するという理屈は。精神が回復することを認めているんですから、そういう状況が生まれてくるということも認めているわけですから、私は、ぜひこれは英断をもってその欠格条項だけは外すように、商務省、再検討してもらいたいと思うんです。総務省の意を受けて法務省も再検討してもらいたいんですが、どうでしょうか、再検討を約束してもらえませんか。

(総務省選挙部長)

先ほど申し上げましたとおり、これらの対象者の方は「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に在る」ということですので、選挙権、被選挙権を有しないこととしておるところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

全然わかっちゃいないですね。成年後見監督人を選んでくれという請求権すら与えているんですよ、この民法は。そういう判断能力があるということなんですよ、この法律の前提は。そんな重大な判断能力が生まれてくることを想定している人物に対して、選挙権を与えないというのは全然理屈が通らぬ。大変不満であります、時間がなくなっていくから、これで終わりますが、最後に一点。この任意後見制度は、裁判所は間接監督なんですよ。後見人を監督できないんです。後見監督人を通じてのみ後見人を監督するという間接監督なんですね。私は、この制度導入とあわせて、ぜひともこれは、せめて裁判所は後見人を直接監督するということをやらないと、一つだけ欠点を言いますと、後見人と後見監督人がぐるになっちゃったとき、後見監督人と後見人が共謀したときには全く歯どめがないんですよ。どうしようもないということになるので、今回、ついでに、ぜひ間接監督から直接監督へと転換をしていただきたいと希望するんですが、法務大臣の御所見を伺って終わりにしたいと思うんです。

(法務大臣)

任意後見契約というのはあくまでも私的自治に基づく任意契約でございます。いわゆる法定後見とは制度の枠組みが異なるわけでございます。したがって、国家機関である家庭裁判所が直接的に任意後見人を監督するということは、私的自治の原則との関係で問題があるのではないかと考えます。

終わります。

145 - 衆 - 法務委員会 - 21 号 (平成 11 年 07 月 02 日)